

モデル定款の導入等に関する検討（２）

（前注１）本検討会資料では、特記しない限り、略語は従前の検討会資料と同じ意味で用いることとしている。

（前注２）本検討会資料において第２回会議における意見として記載した内容は、特記しない限り、同会議の場で述べられた意見のほか、その後に事務局にメール等で寄せられた意見をも含むものである。

１ モデル定款の実現可能性を検討すべき会社の範囲

当面、①発起人が自然人、②設立形態が発起設立、③組織形態が取締役会非設置会社、④株式発行形態は普通株式のみの⑤非公開会社に限定して、モデル定款の実現可能性を検討するものとする。

（補足説明）

１ 従前の議論の内容

（１）第１回会議では、モデル定款の実現可能性を検討すべき会社の範囲に関して、設立時のスタートアップの実情を踏まえると、あまり対象を広くせず、まずは小規模かつ簡易な組織形態に対象を絞って迅速に検討を進めることが望ましいという総論的な方向性については、これに賛同する意見が多くあった。

他方で、各論的にみると、④株式発行形態について、種類株式を発行する会社を対象とする必要はないとの点には異論はみられなかったものの、③組織形態について、取締役会設置会社を対象とする必要性に関しては、これを肯定する意見と否定する意見がいずれも複数あり、意見が分かれた。

（２）第２回会議では、OSS分析の結果（参考資料６の①欄）や民間事業者による実情の紹介を踏まえ、スタートアップにとっての必要性という観点からみると、③組織形態について、取締役会設置会社を対象とするニーズが大きくはないこと

が概ね共通認識とされつつも、適法性を確保した定款のモデルを作るという理念的な観点からすると、なお取締役会設置会社を対象とする必然性は否定されないという意見も複数あった。

もともと、このような意見を述べた委員においても、まずは③組織形態を取締役会非設置会社に限定して当面の検討を進めることについては、強く反対するものではないという補足がされたほか、現時点で必要性の乏しい取締役会設置会社を対象に含めて検討をすることは相当でないという慎重な意見も多数あった。

そして、第2回会議における議論の結果、当面、③組織形態を取締役会非設置会社に限定して迅速に検討を進めることについて、委員の間でコンセンサスが得られた。

2 提案の趣旨

前記1(2)の第2回会議におけるコンセンサスを踏まえ、まずは当面、①発起人が自然人、②設立形態が発起設立、③組織形態が取締役会非設置会社、④株式発行形態は普通株式のみの⑤非公開会社に限定して、モデル定款の実現可能性を検討するものとするを提案している。

2 モデル定款の具体的な内容（商号・事業目的を除く。）

モデル定款の具体的な内容について、末尾の「モデル定款イメージ（試案）」の具体的な加除訂正（初期設定を含む。）について、どのように考えるか。

（補足説明）

1 従前の議論の内容

(1) 第1回会議では、モデル定款の具体的な内容について、通常の方法で定款案を作成することも選択可能であれば、モデル定款についてはできるだけ選択肢が少ない方が望ましいという意見があった一方で、利用者サイドからすると、ある程度は選択式として自由度を高める方が望ましいという意見もあった。また、日本公証人連合会によって提供されている定款作成支援ツールの内容のうち、①株主

総会議事録への署名押印、②代表取締役の選任方法について、これらの変更を求めるニーズが寄せられたとの紹介がされた。

- (2) 第2回会議では、OSS分析の結果（参考資料6の①欄）によれば、大多数の定款に記載されている項目について強い類似性を見出すことができたことから、モデル定款を作成するシステム等を利用して定款案を作成した場合に出力される定款案の具体的な内容についての検討のたたき台として、具体的に個々の規定を記載した上で、議論を行った。

そこで示された意見は多岐にわたり、個々の規定についての網羅的な議論をすることまではできなかつたものの、多くの意見の大まかな方向性は概ね一致しており、第2回会議における議論の結果、最終的に、モデル定款を作成するシステム等を利用して定款案を作成した場合に出力される定款案の具体的内容について、①項目としては末尾の「モデル定款イメージ（試案）」の内容で足りること、②各項目について、適法・有限な範囲で選択することができるものについては、できる限り選択肢を確保する（ただし、あまりにも選択肢の範囲が広がるものがないかどうか、念のため留意する。）一方で、商号・事業目的以外の自由記載は認めないこと、③選択式となる項目については、一般的に広く用いられているものを初期設定として一旦定めておくことにより、ユーザーにとっての選択時の参考として利便性を確保する、といった大まかな方向性については、委員の間でコンセンサスが得られた。

2 提案の趣旨

- (1) 前記1(2)の第2回会議における方向性についてのコンセンサスを踏まえ、検討会資料2末尾の「モデル定款イメージ（検討のたたき台）」を一部修正して、末尾の「モデル定款イメージ（試案）」を作成している。

なお、本文に記載されている内容が初期設定であり、その他の選択肢があるものについては、【】を用いてその旨を併記している。

(2) 末尾の「モデル定款イメージ（試案）」の具体的な加除訂正について、ユーザーにとって利便性が確保された初期設定をどのようにしておくのが相当であるかという点も含め、どのように考えるか。

3 モデル定款における商号・事業目的の取扱い及びモデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果

(前注) 第2回会議では、モデル定款の具体的な内容として、商号・事業目的以外は自由記載を認めないことを前提として、自由記載が想定される商号・事業目的の取扱いとモデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果とを併せて考えるべきであるという意見が大勢を占めたことから、本検討会資料では、これらを併せて取り上げることとしている。

モデル定款における商号・事業目的の取扱い及びモデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果について、次の【A案】から【C案】までをたたき台として、どのように考えるか。

【A案】モデル定款においては商号・事業目的をいずれも自由記載とした上で、モデル定款を作成するシステム等において、商号・事業目的の適法性を確保するための一定の措置を講じ、適法性の観点からの公証人の審査を不要とする。

【B案】モデル定款においては商号のみを自由記載とした上で、モデル定款を作成するシステム等において、商号の適法性を確保するための一定の措置を講じ、適法性の観点からの公証人の審査を不要とする。

【C案】モデル定款においては商号・事業目的をいずれも自由記載とした上で、公証人が適法性を担保する審査を行い、モデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果としては、特に迅速・優先的に審査を行うこととし、認証手続に要する時間を大幅に短縮するとともに、設立登記までに要する時間も併せて短縮する。

(注) モデル定款における事業目的について、自由記載と選択式を併用する考え方もあり、この考え方によると、自由記載をした場合には自由記載を可能とする場合と同じ取扱いとなるなど、自由記載をするかしないかにより取扱いが変わり得るものと考えられる。

(補足説明)

1 従前の議論の内容

(1) 第1回会議では、モデル定款における事業目的について、新しいことに積極的にチャレンジしていくというスタートアップの特徴を踏まえると、事業目的が既存の選択肢では選べないものが多くあり、自由記載とする方が望ましいという意見があった一方で、自由記載とすると目検での確認が必要となるので、選択肢から選ぶ方式が望ましいという意見もあった。

また、商号・事業目的を自由記載とした場合であっても、デジタル技術の活用によって求められる適法性のチェックをすることが可能であるという意見があった一方で、スタートアップが用いるような新しい言葉を用いる新業種の事業目的のような場合、機械的なチェックは困難であり、実務的にも定款認証の段階でその記載方法を個別に練り上げて精査する必要があるという意見もあった。

その上で、モデル定款の効果として、モデル定款を作成するシステム等を利用した場合に、システム等のみで適法性が担保され、公証人による審査を省略することが可能なものを目指して作り込んでいくべきであるという意見があった一方で、自由記載欄がある以上は、システム等による対応では限界があり、一定のスクリーニングが別途必要になるという意見もあった。

(2) 第2回会議では、この点について、①モデル定款における事業目的に自由記載を認めるか、②モデル定款における商号・事業目的を自由記載とした場合に、その適法性を担保するためのデジタル技術の活用方法をどのように考えるか、③モデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果をどのように考えるか、という3つの論点に分けて議論を行った。

まず、①モデル定款における事業目的に自由記載を認めるかについては、スタートアップの場合には、既存の事業目的では書き切れない内容が当然に想定されるため、これを認めるべきであるという意見が多くあった一方で、事業目的を自

由記載とすると目検での確認が必要となる可能性が高いため、第一弾としては、選択肢から選ぶ方式にとどめることが望ましいという意見も複数あり、意見が分かれた（なお、自由記載を認めた上で、選択肢から選ぶ方式を併用すべきという意見もあった。）。

また、②モデル定款における商号・事業目的を自由記載とした場合に、その適法性を担保するためのデジタル技術の活用方法をどのように考えるかについては、一例として、生成AIを用いた大規模言語モデル（LLM）による自由記載のチェック方法についての紹介がされ、これを肯定的に評価する意見があった一方で、完全にルール化されたものではなく、ハルシネーション（学習したデータからは正当化できない回答をAIが生成する現象）といった技術上の問題などがあることから、これを否定的に評価する意見もあり、意見が分かれた。その上で、同じく自由記載が想定される項目であっても、商号と事業目的では、デジタル技術を活用して適法性を担保することができる可能性が相当異なっており、事業目的を自由記載とした場合には適法性を担保することは容易ではないという意見は比較的多くあったものの、事業目的を自由記載とした場合であってもデジタル技術を活用して適法性を担保することができる可能性があるという意見（この意見の中には、公証人によるチェックと同程度の適法性を担保することができるかは疑問であるため、モデル定款を利用した場合であっても公証人が確認を行うことができる権限は留保し、一定の例外を定めて適法性を担保できるように設計しておくことが制度上妥当であるという意見も含む。）や、生成AIを用いた仕組みの早期実装の可能性や費用対効果の観点なども考慮すると、自由記載が商号のみであってもデジタル技術の活用のみで適法性を担保することはおよそ困難であるという意見もあるなど、多岐にわたる意見が示された。このように、委員の間でコンセンサスが得られるという状況にはなかったものの、今後の検討の方向性としては、商号・事業目的についての適法性の判定基準を可能な限りルール化した上で、デジタル技術を活用して適法性を確保することがどこまで可能である

かを検討・精査していくことが相当であるということについては、多くの支持があった。

さらに、③モデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果をどのように考えるかについても、商号・事業目的を自由記載とした場合であってもデジタル技術を活用して適法性を確保することは可能であり、適法性の観点からの公証人の審査を省略するという効果を与えることができるという意見や、事業目的を自由記載とした場合には適法性を確保することは困難なため、商号のみを自由記載とすることにより公証人の審査を省略するという効果を与えることができるという意見、商号・事業目的のいずれについても、自由記載とする場合に適法性を確保することは困難であり、公証人の審査は不可欠とした上で、モデル定款を利用した場合に設立登記までの時間や負担を大幅に短縮するなどのファストトラックの利用を認めることが相当であるという意見など、多岐にわたる意見が示された。このように、この点についても委員の間でコンセンサスが得られるという状況にはなかったものの、今後の検討の方向性としては、自由記載が想定される商号・事業目的の取扱いとモデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果とを併せて考えるべきであるという意見については、多くの支持があった。

2 提案の趣旨

(1) 商号・事業目的についての適法性の判定基準

ア 前記1のとおり、今後の検討の方向性としては、商号・事業目的についての適法性の判定基準を可能な限りルール化した上で、デジタル技術を活用して適法性を確保することがどこまで可能であるかを検討・精査していくことが相当であるとされたところ、検討会資料2に記載した商号・事業目的の規律のうち、特に適法性の判定基準のルール化の実現可能性を検討すべきものは、商号についての名称使用制限、公序良俗制限、営業部門制限、事業目的についての適法性、営利性であると考えられる。

イ すなわち、商号について、銀行業、保険業、信託業等の公益性の高い事業については、当該事業を営む者はその商号中に「銀行」、「生命保険」、「信託」等の文字を使用しなければならず、それ以外の者は、銀行、保険会社、信託会社等であると誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。この点に関して、具体的事案では、制限に係る文字に他の文字を付加した商号について、名称使用制限に抵触するか否かの判断が難しい場合もあるが、他の文字の付加により明白に誤認のおそれがなくなるかどうかという見地から、個別に判断するほかないとされている（注1）。

また、公序良俗に反する商号は、使用することができない。この点に関して、商号が公序良俗に反するか否かについては、会社の事業目的との関連をも考慮して、個別に判断する必要があるとされている。公序良俗に反するか否かは、その要件の性質上、最終的には個別具体的な事情の下での総合判断ということにならざるを得ないと思われるが、現時点で調査した範囲において、可能な限りの類型化を試みると、①官公署や著名な企業、人物の信用を殊更に冒用しようとするような商号（注2）、②犯罪行為や差別行為を助長するような商号、③猥褻な表現を用いた商号、④商号自体が個人又は法人の名誉を毀損するような商号（注3）などが挙げられる。

さらに、会社の商号中に、「事業部」、「不動産部」、「出版部」、「販売部」のように、会社の1部門を示すような名称（注4）を用いることはできない。

（注1）銀行業関係では、「バンク」、「TOKYO BANK」、「TOKYO GINKO」という商号は名称使用制限に抵触するが、「データ・バンク」、「メディアバンク」、「スペースバンク」、「GINKO〔注：事業目的が喫茶店〕」という商号は、これに抵触しないとされている。また、保険業関係では、「野村保険」という商号は名称使用制限に抵触するが、「四日市損保事務所」、「八戸保険事務所」、「ほけんセンター」という商号は、これに抵触しないとされている。

（注2）例えば、出版物の印刷、発行及び販売を事業目的とする個人商人の「公安調査機関」又は「公益社団日本探偵調査士連合会」という商号、主体を誤認させて取引をする一般人に損害を与えようとする目的で用いる「東京都住宅相談所」又は「東京都住

宅センター」という商号、同様の目的で用いる「NHK」、「ANA」、「三井住友〇〇」という商号などがある。

(注3) 例えば、「[著名な企業名] 全国被害者連絡会」という商号などがある。

(注4) 本文のほか、「支店」、「支部」、「出張所」の文字を用いることはできず、「ABC TOKYO BRANCH」という商号も認められないとされている。

ウ 次に、事業目的について、強行法規（注1）又は公序良俗（注2）に反する事業を目的とすることはできない（適法性）。強行法規の制限のうち、特に兼業禁止規制や、弁護士など専門資格者に限定された事業については、事業目的の表現の解釈によって適法性が個別的に判断されるものが多く、審査には専門的知識が必要であるとされており、第2回会議では、「アートメイクの施術」が医師法に反しないかの解釈など、法的解釈も加味して判断する必要があるものもあるとの紹介もあった。

また、株式会社は対外的事業活動を通じて上げた利益を構成員に分配するものであり、例えば「政治献金」のように、当該会社において利益を取得する可能性の全くない事業は、会社の目的として掲げる適格性を欠くものとされる（営利性）（注3）。ただし、当該事業によって利益を得る可能性があれば、公益性の認められる事業であっても、法律で禁止されていない限り、会社の目的として掲げることができる。

(注1) 強行法規に反する事業目的は多岐にわたり、一例を挙げるだけでも、「たばこの製造」、「客に提供した商品の買取り」、「金券の販売〔注：金券ショップの経営であれば適法〕」、「外国船乗組員の出入国に関する手続業務」、「他人の信書の送達」、「株券の売買・仲介」、「為替取引」、「金銭の保管・管理・運用」、「加入者の所有するペットの治療費・葬儀料又はペットが第三者に損害を及ぼした場合の賠償金の支払を目的とする基金の募集並びに給付金の支払業務」、「訴訟手続代行」、「土地登記簿と固定資産税台帳との照合の請負」、「不動産に関する税務、関係規制法のコンサルティング業務」、「出入国管理事務所の手続代行業務」、「強制執行立会、民事執行立会の請負業」、「建築に関する法令若しくは条例に基づく手続代行」、「自動車車検の取次業務」、「指導者登録申請提出の代行」、「特許出願手続相談、パテントの出願手続の代行」、「土地家屋の測量及び調査」、「法律諸問題のコンサルタント業務及び代理業務」、「家畜、家禽の

診療」、「コンピュータによる健康診断」、「住民の健康管理に関する検診」、「入院患者の委託を受けての現金の保管、管理」、「保険調剤業務」、「各種学校の経営」、「幼稚園の経営」、「医療、健康増進に関連した労働者派遣事業」、「寺院・神社の運営」、「抵当証券の発行申請」、「謄本（土地建物、商業法人）を取ったり、閲覧をしてお客に配達するサービス業」、「東洋医術による治療業務」、「法律、行政に関する相談、調査業務」、「マンニング（船員雇用斡旋業）」などがある。

（注2）商号と同様の観点（例えば、「カンナビノイド関連製品の製造、販売」という事業目的について、大麻草の成分とされるカンナビノイドの概念は広く、THC（TECH）を含むものは違法であるが、その他のものは適法であるなどとされる。）が問題となり得るほか、例えば、「海や山に遺灰をまく作業」、「遺骨を粉末状にする作業」などが公序良俗に反する事業目的の例であるとされているが、葬送の方式として海洋散骨が行われている現在では、公序良俗に反するか疑問であるとの指摘もされている。

（注3）本文の「政治献金」のほか、例えば、「技術普及指導」、「病院入院患者の医療費の立替払」、「占いスタッフの教育、養成」、「海外との文化並びに業務の交流」、「勝馬投票券の購入」、「社会福祉への出費並びに永勤退職従業員の扶助、会社利益のための出費」という事業目的などがある。

(2) 前記(1)の商号・事業目的についての適法性の判定基準を前提として、商号と事業目的を相互参照した上で適法性を判定する必要がある部分があることなども踏まえ、デジタル技術を活用して適法性をどこまで確保することが可能であるかについて、更に検討・精査を進める必要があるものと考えられる。

なお、第2回会議でも指摘があったとおり、具体的なデジタル技術の活用方法を検討するに当たっては、新規導入や継続運用を視野に入れた費用対効果という観点や、現時点において速やかに実装することができるデジタル技術の水準といった観点も、併せて考慮する必要があるものと考えられる。

(3) 事業目的の取扱い

前記1のとおり、モデル定款における事業目的に自由記載を認めるかについて意見は分かれているものの、本来的には起業家の意向や事業に応じて自由記載を認めることが望ましいという点では、概ねコンセンサスがあるものと考えられる。もっとも、モデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果も併せて考え

ると、事業目的を自由記載とした場合には適法性を担保することは容易ではないという意見が比較的多くあったことも踏まえて、①モデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果をより大きいものとする、すなわち、適法性の観点からの公証人の審査を不要とするために、事業目的に自由記載を認めないという意見と、②事業目的に自由記載を認めた上で、モデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果を公証人による優先処理や処理時間の大幅な短縮などで確保するという意見とで、大きく意見が分かれたものと考えられる（なお、前記1のとおり、③事業目的を自由記載とした場合であってもデジタル技術を活用して適法性を担保することができる可能性があるという意見もあった。）。

この点については、第2回会議でも指摘があったとおり、現在でも事業目的については自由記載がされる（既存の事業目的を選択した上で任意の編集加除がされる場合を含む。）ことが多いところ、利便性の観点も踏まえた上で、スタートアップの事業目的を既存の選択肢のみから選ぶこととすることが可能であるのかについても、併せて検討を進める必要があるものと考えられる。

- (4) 以上を踏まえ、議論のたたき台としては、本文の【A案】から【C案】までの3案が考えられるが、それぞれについて、どのように考えるか。

4 モデル定款を作成するシステム等の位置付け

モデル定款を作成するシステム等については、既存システム（登記・供託オンライン申請システムや法人設立OSS）を有効活用し、モデル定款の作成を既存システムの新たな機能として位置付けた上で、国がその基本的機能を開発することとし、そのAPIを提供して民間が広く活用する方向で検討するものとする。

（補足説明）

1 従前の議論の内容

- (1) 第2回会議では、ユーザーからみた定款認証・設立登記の手続（電子的な方法によるもの）の現状について参考資料7で示すこととし、現時点で考えられる示

唆があればそれを挙げてもらうことを求めることとしたところ、モデル定款を作成するシステム等については、登記・供託オンライン申請システムや法人設立OSSの機能として位置付けた上で、国がその機能を開発することとし、そのAPIを提供して、民間事業者がUI・UXの自由競争を活発に行うことで、よりスタートアップが使いやすいシステムが生まれ、全体の利益にかなうのではないかと指摘が複数あった。

(2) そこで、第3回会議では、モデル定款を作成するシステム等については、登記・供託オンライン申請システムや法人設立OSSで提供される新たな機能として位置付けた上で、国がその基本的機能を開発することとし、そのAPIを提供して民間が広く活用する方向で検討することを提案したところ、この方向性で検討を進めることについて、委員の間でコンセンサスが得られた。

2 提案の趣旨

前記1(2)の第3回会議におけるコンセンサスを踏まえ、モデル定款を作成するシステム等については、既存システム（登記・供託オンライン申請システムや法人設立OSS）を有効活用し、モデル定款の作成を既存システムの新たな機能として位置付けた上で、国がその基本的機能を開発することとし、そのAPIを提供して民間が広く活用する方向で検討することを提案している。

モデル定款イメージ（試案）

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、【自由記載】と称する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。【自由記載欄を確保】【P】

1 . . .

2 . . .

3 . . .

. . .

（本店所在地）

第3条 当社は、本店を【都道府県・市区町村を選択】に置く。

（公告方法）

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による広告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。【官報・日刊新聞も選択できるものとする。】

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第5条 当社の発行可能株式総数は、【第34条の発起人が割当てを受ける株式数の総和以上で数値を自由入力】株とする。

（株券の不発行）

第6条 当社は、その株式に係る株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。【代表取締役も選択できるものとする。】

（相続人等に対する売渡請求）

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。【相続人等に対する売渡請求の規定を置かないこともできるものとする。】

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式の取得者が株主の氏名等の株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第10条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

(手数料)

第11条 前二条の請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするることができる。

(株主の氏名等の届出)

第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも、同様とする。

第3章 株主総会

(招集時期)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集する。

(招集通知)

第16条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合には、会日の2週間前までに発するものとする。【本文の通知は、3日～2週間の範囲で選択することができるものとする。】

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 株主総会の議事については、開催の日時及び場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。【署名等を不要とすることもできるものとする。】

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の資格)

第22条 取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。【初期設定としては規定を置かないこととし、規定を置くこともできるものとする。】

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第24条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって解任する。

【初期設定としては規定を置くこととし、規定を置かないこともできるものとする。】

(取締役の任期)

第25条 取締役の任期は、選任後【1～10の範囲で選択】年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第26条 当会社に取り締役を複数置く場合には、取締役の互選により、代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を社長と定める。当会社に置く取締役が1名の場合には、当該取締役を代表取締役社長とする。

2 代表取締役は、当会社を代表する。

3 当会社の業務は、専ら代表取締役社長が執行する。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第27条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年【1～12から選択】月1日から【左記に対応して翌年1～11、又は同年12が自動入力】月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第29条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第30条 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第31条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金【第34条の各発起人が払い込む金銭の額の総和】円とする。

(成立後の資本金の額)

第32条 当社の設立に際して出資される財産の全額を成立後の資本金の額とする。【当社の設立に際して出資される財産の価額のうち、金【1以上かつ第31条の金額の2分の1以上で数値を自由入力】円を成立後の資本金の額とし、その余を資本準備金の額とすることも選択できるものとする。】

(最初の事業年度)

第33条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和〇年【第28条に対応して1～12が自動入力】月末日とする。

(設立時取締役等)

第33条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりである。

設立時取締役 【自由記載】

設立時取締役 【自由記載】

設立時代表取締役 【自由記載】

(発起人の氏名ほか)

第34条 発起人の氏名、住所、設立に際して割当てを受ける株式数及び株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

【住所自由記載】

発起人 【自由記載】 【1以上で数値を自由入力】株、金【1以上で数値を自由入力】円

【住所自由記載】

発起人 【自由記載】 【1以上で数値を自由入力】株、金【1以上で数値を自由入力】円

(法令の準拠)

第35条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。